

第7章 全体構想

1. 土地利用

(1) 基本的方針

本市の優れた自然環境や景観、基盤産業である農地・森林については、自然的土地利用として保全・活用を図りつつ、都市的土地利用との調和を図りながら、分散した市街地の有機的な連携強化によって、居住、商業、観光交流、産業機能等の計画的な配置・誘導を行います。また、無秩序な開発行為を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、開発許可制度や南九州市土地利用対策要綱に基づいた土地利用を推進します。

自然的土地利用については、農林業の基幹産業としての持続的発展、開聞岳の眺望景観、海岸景観、武家屋敷群等の歴史的景観、その借景となる自然環境、及び良好な集落地環境を保全します。また、優れた景観資源ともなっている茶畑等については、大規模集団農用地として保全します。

都市的土地利用は、3つの都市計画区域から成りますが、市域全体の健全かつ計画的な土地利用形成の観点から、都市的土地利用、自然的土地利用の形成状況を踏まえ、都市計画区域の再編について検討します。また、3地域に分散した市街地の役割分担を基本に、多核連携型都市構造の実現に向けて、都市拠点、地域拠点における市街地ゾーンへの集約を図り、計画的な土地利用の形成を図ります。特に、市街地ゾーンは、市街地としての基盤整備・環境形成、及び都市機能の集約を図るエリアとします。

そのため、人口減少・少子高齢化の進行に対応したコンパクト＋ネットワークのまちづくりを進めるため市役所新庁舎、南薩地域振興局の移転を契機に新たな都市拠点を形成し、職住近接型で安全・安心な市街地の形成を目指します。

また、土砂災害や浸水等の災害リスクに対応した居住、都市機能等の立地を誘導し、地域の強靱化に向けた適切な土地利用を推進します。

■多角連携型都市構造

本計画では、将来都市構造として、多角連携型都市構造の形成を目指すこととしています。多角連携型都市構造は、3地域（潁娃地域、知覧地域、川辺地域）の地域特性を活かした役割分担を基本に、地域の均衡ある発展を図る観点から、市役所新庁舎周辺を都市拠点、地域の市民生活や産業等を支える地域拠点と地域間の移動・連携を支える軸からなるものです。

つまり、都市拠点では、高次な都市機能が集積し、多様な都市的利便・サービスを提供する拠点とし、地域拠点は、公共施設や商業施設が集積し、基本的な地域生活利便機能・サービスを提供する拠点であり、生活拠点は、日常生活の暮らしを支えるサービスを提供する拠点となっており、地域の特性を踏まえた拠点づくりと、地域間の移動・連携を支える軸は、広域（都市間）連携軸、地域連携軸からなるものです。

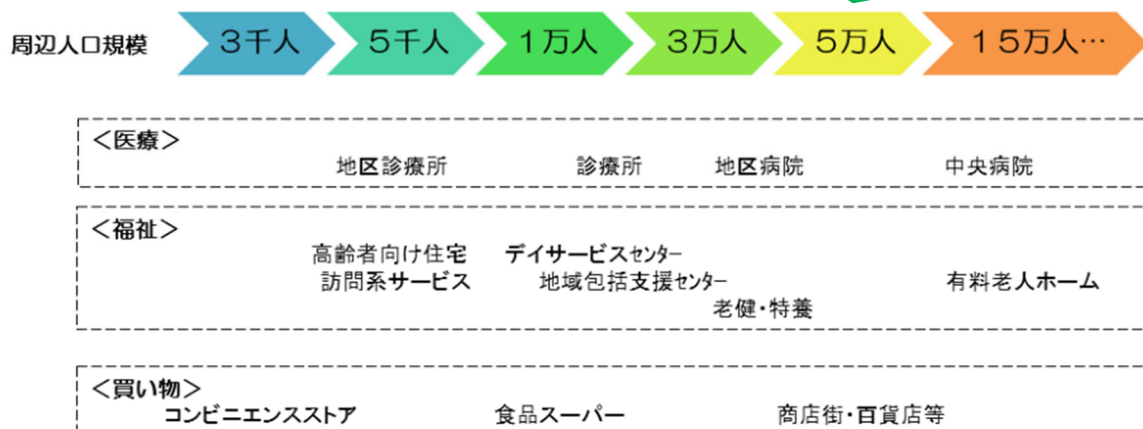
■コンパクト+ネットワーク

コンパクト+ネットワークは、多角連携型都市構造の形成を目指すための方策となるものです。つまり、都市拠点、地域拠点、生活拠点に地域の特性に応じた都市機能や居住を誘導しつつ、人口密度を維持することで、都市サービス機能の低下を防ごうと考えています。コンパクトに形成されたそれぞれの拠点を公共交通で繋ぐことで、拠点間のネットワークの形成を目指しています。それによりコンパクト+ネットワークが実現します。

よって、本市のコンパクト+ネットワークの目指すところは、各拠点の公共施設や商業施設が集積、基本的な地域生活利便機能・サービスは維持しつつ、公共交通のネットワーク化で機能を維持しようとするものです。ただし、人口規模に対応した高次な都市機能の設置については、都市拠点への集約化を目指していくこととなります。

■都市機能を持続するための圏域人口のイメージ

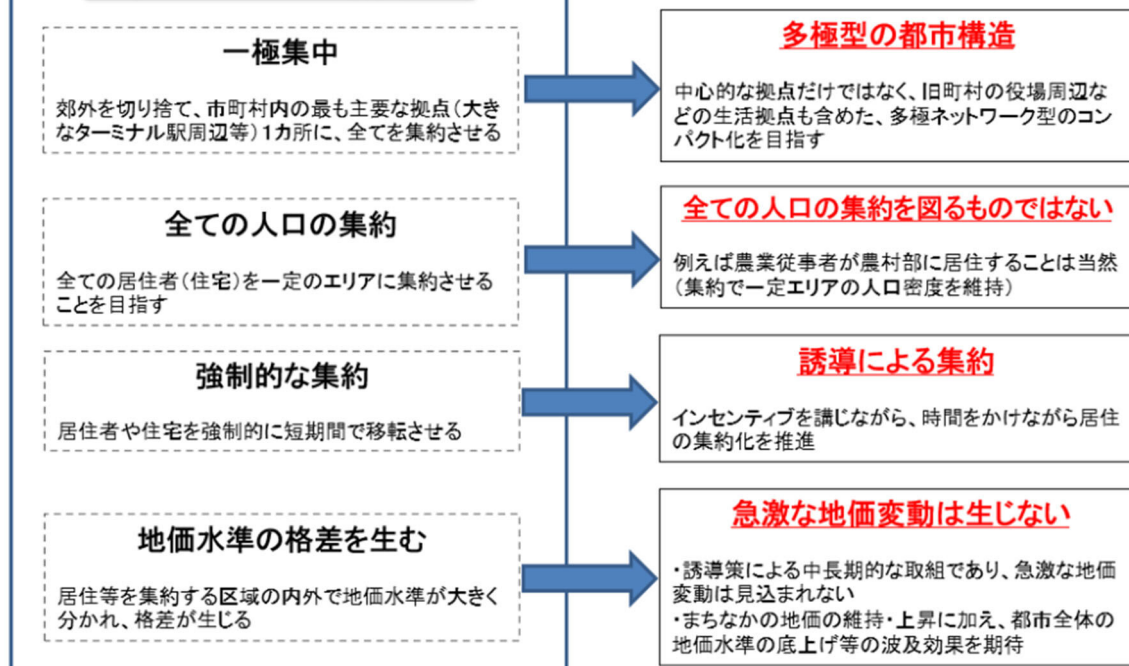
都市機能に応じた圏域人口がないと持続可能な維持が困難となる可能性があります。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：国土交通省（令和8年1月更新版より）

コンパクトシティをめぐる誤解



コンパクト化は、1カ所に全てを集約するのではなく多極型で、また、強制的ではなく、誘導によって時間をかけて行うものです。

出典：国土交通省（令和8年1月更新版より）

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害

都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

都市部での甚大な災害発生

- 被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクト

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集約

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



コンパクト・プラス・ネットワークによる効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上
- 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ 地域内での消費・投資の好循環の実現

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ カーボンニュートラルな都市構造の実現

居住地の安全性強化

- 災害リスクを踏まえた居住誘導、対策の実施
- ➡ 災害に強い防災まちづくりの実現

人口減少・少子高齢化の進行によって、都市機能、生活サービス機能が低下、公共交通の維持が困難になりつつあり、地域産業の停滞も懸念されています。コンパクト+ネットワークの目指すところは、これらの対応し、生活利便性を維持し、地域経済を活性化することにあります。

出典：国土交通省（令和8年1月更新版より）

(2) 土地利用の方針

① 商業・業務地

都市・地域拠点への商業・業務施設の立地を促進し、既存商店街の活性化と賑わいの創出を図り、都市機能と一体となった集積、生活密着型の利便機能の誘導により、利便性の高い複合的な土地利用形成を推進します。

川辺地域の商業地区は、空き店舗・空家が増加しているため、既存ストックや低未利用地を活用した定住化支援、市街地の活性化を推進します。

知覧地区では、県道谷山知覧線や県道鰐川川辺線沿道の公共公益施設や武家屋敷群周辺において、観光客に対応した快適な市街地空間を形成します。また、市役所新庁舎周辺、及び県道鰐川川辺線沿道周辺において、新たな都市拠点を形成するため、公共公益機能、商業・業務機能等の都市機能の誘導を図ります。

鰐川地区の国道226号沿道では、生活利便性の高い商業・業務機能を充実させ、周辺住宅との調和を図ります。

② 住宅地

人口減少・少子高齢化社会に対応した良好な居住環境を創出するため、専用住宅地、交流複合住宅地、複合型住宅地など、周辺との調和に配慮した住宅地の創出を目指します。

低層住宅地域や計画的に開発された住宅地については、良好な住環境の維持・保全を図ります。また、観光交流や生活利便施設等と住宅が立地する住宅系複合地は、周辺環境との調和を図りながら、既存ストックの活用、空家の発生防止を図り、利便性の高い快適な複合住宅地として形成します。

特に、市役所新庁舎等が整備される新たな都市拠点周辺においては、コンパクトなまちづくりの推進に資するよう、安全・安心の確保された多様な世代の暮らしやすい住宅地として、居住機能の誘導を図ります。

住宅地全般においては、狭隘な生活道路の拡幅、上下水道等の都市基盤の整備、維持管理、身近な公園・広場の整備・維持管理を進め、快適な居住環境を形成します。

さらに、川辺地域においては、伝統的産業文化である仏壇工場等があり、特別工業地区として、次世代に引き継ぐ産業文化を育成する観点から、住環境との調和を図りながら環境保全に努めます。

③ 産業・流通地

地域の産業振興、地域経済の安定化に資する既存の工業施設等の立地する地域における操業環境の向上と集積支援を努めます。また、川辺地域の仏壇工場等については、特別工業地区として、次世代に引き継ぐ産業文化の育成を図り、住環境との調和を保ちながら操業環境を維持します。

また、南薩縦貫道等の広域交通網の利便性を活かし、インターチェンジ周辺において、新たな産業・流通地の立地促進を図り、地域活力向上に資する土地利用の実現に努めます。

④ 沿道サービス系施設地

主要な幹線道路の沿道においては、サービス施設等を中心に多様な用途が複合的に活用される地域として周辺環境と調和した土地利用を促進します。また、周辺居住環境に配慮し、生活利便性及び道路利用者の利便向上に努めます。

⑤ 農地・田園居住地

本市の基幹産業である農業と集落地の居住環境が調和した田園居住環境を形成するため、生活道路の改善、上下水道施設の整備・維持管理等、公共公益施設の整備・管理を行い、快適な田園居住地として居住環境の向上を図ります。また、優良農地の集約化や生産基盤の維持・改善を図りつつ、耕作放棄地の抑制と観光資源としての有効活用に努めます。

さらに、本市の産業基盤であり、優れた景観資源でもある茶畑等の大規模集団農用地については、農地の維持・保全とともに、集落環境の維持・保全を図ります。

⑥ 山林・樹林地、海岸・自然緑地

優れた自然環境を保全し、市民・観光客の憩いの場となるレクリエーション施設や自然体験の場を設け、自然と調和した土地利用を図ります。

さらに、山林・自然緑地のもつ水源涵養、土砂災害防止、良好な景観、温室効果ガスの吸収源等の多面的な機能を将来に渡り享受できるよう保全に努めます。

⑦ 一体的・総合的な土地利用の規制・誘導

市全体で調和のとれた土地利用の規制・誘導を図るため、市役所新庁舎や南薩地域振興局の移転を踏まえ、新たな都市拠点の形成を進め、また、知覧庁舎跡地利用について検討します。さらに、地域間の役割分担に基づくまちづくりについて、地域意向を踏まえつつ、地域特性に対応したきめ細かな土地利用の規制・誘導策の導入を検討します。

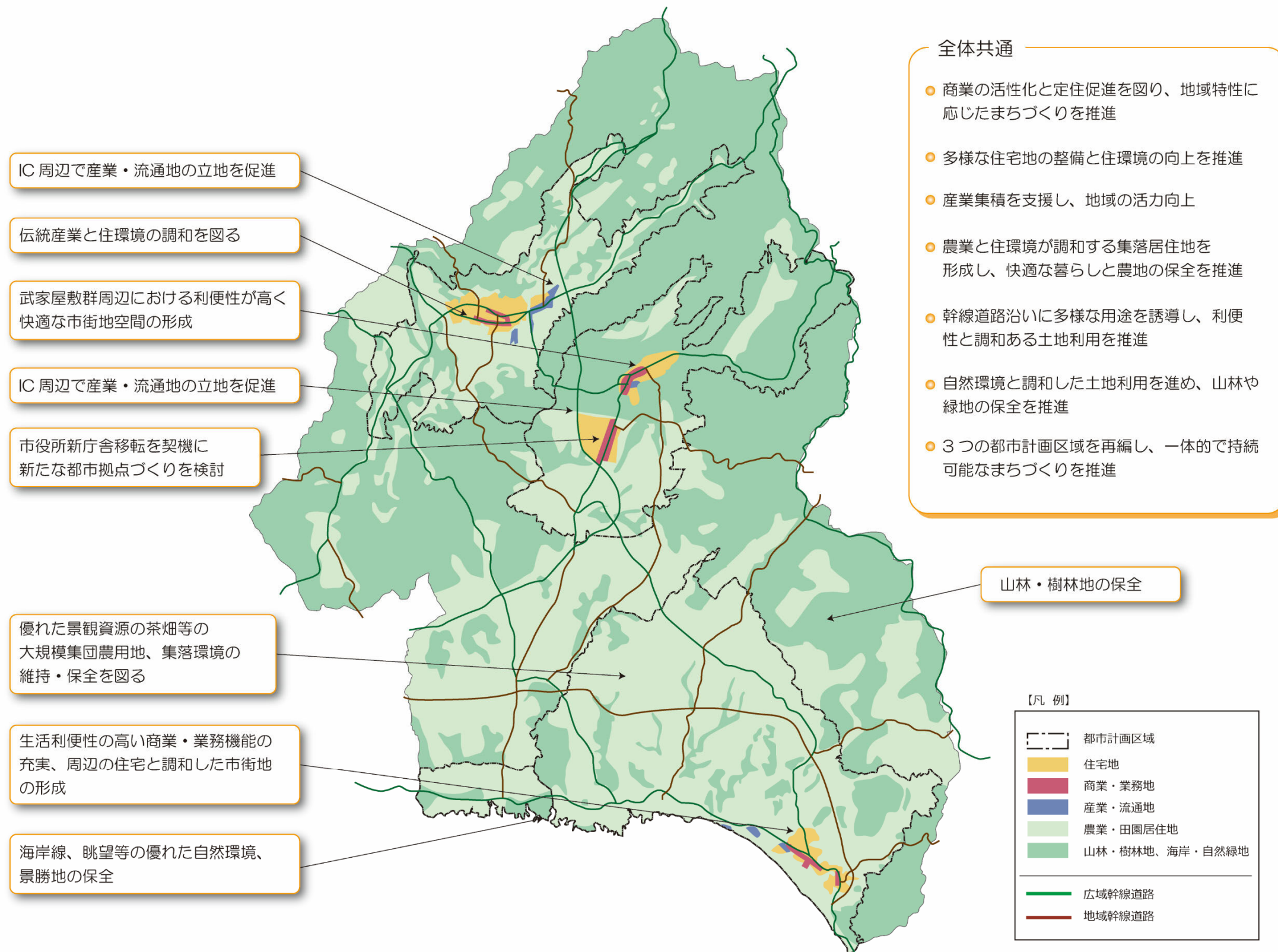
⑧ 都市計画区域の再編

本市域は、鰐娃都市計画区域、川辺都市計画区域、知覧都市計画区域に分かれています。一方、合併後、本市では、第2次総合計画等においてまちの将来像を定め、一体的な都市づくりを進めています。

そのため、今後、一体の都市として総合的かつ計画的に都市づくりを進めていくために、都市計画区域の再編について検討します。

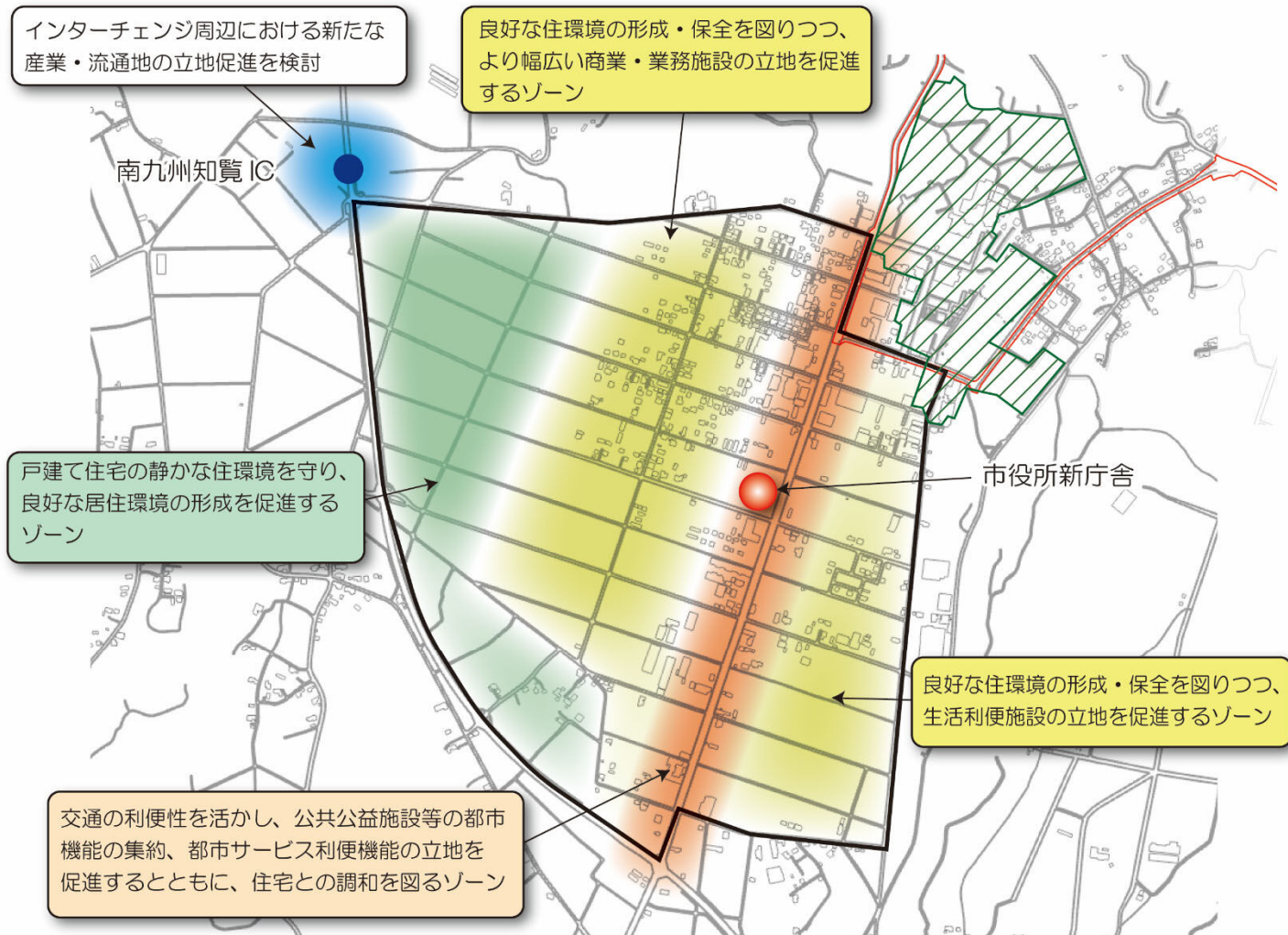
具体的には、現状で連続性のある知覧都市計画区域、川辺都市計画区域の一体化を視野に入れつつ、分離した鰐娃都市計画区域については、知覧都市計画区域の海岸部との一体化を基本方針とします。この際、人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の実情に応じた土地利用規制を考慮した対応を行い、全体として調和のとれた都市計画区域として再編します。

土地利用の方針図

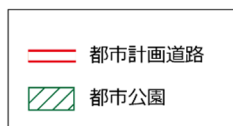
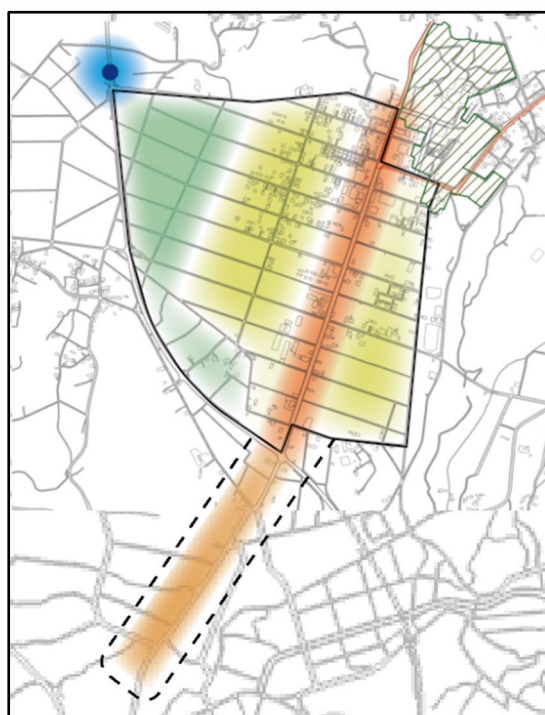


都市拠点の土地利用方針(案)

■新たな都市拠点づくりの検討(案)(短中期的)



■新たな都市拠点づくりの検討(案)(長期的)



2. 道路・交通

(1) 基本的方針

本市における主要な広域幹線道路として、南北方向の南薩縦貫道、国道225号、海岸部の東西方向の国道226号があり、南薩縦貫道の供用により、鹿児島市や枕崎市方面のアクセスが向上しています。また、鉄道網として沿岸部に JR 指宿枕崎線があり、指宿市～枕崎市間を繋いでいます。

鹿児島市、指宿市、枕崎市、南さつま市等の周辺都市との連携機能を強化することが重要であり、南薩縦貫道等の広域交通網の整備により広域交流の活発化が期待されます。これに伴い、都市・地域拠点間を繋ぐ地域幹線道路網の整備と、3地域（穎娃地域、川辺地域、知覧地域）の市街地における都市計画道路の整備を進め、円滑な道路交通ネットワークの形成を図ります。

さらに、市街地における日常生活や観光交流に密着した生活道路の整備や歩行空間のネットワーク化を進め、快適性の向上を図りつつ、バリアフリーに配慮した安全性の高い歩行空間の整備に努めます。加えて、災害時の緊急輸送道路である南薩縦貫道、国道225号、国道226号、県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）、県道谷山知覧線等の広域幹線道路網の機能強化を図ります。

今後、一層の少子高齢化が進む中で、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機能を維持・強化し、移動手段を確保します。市民の誰もが都市・地域拠点にアクセスできるよう、公共交通機関と連携を深め、コミュニティバスの維持やオンデマンド型運行の活用によって、地域の実情に対応した公共交通ネットワークの再生を図ります。その際、長期的な高度通信技術等の開発動向を見据え、次世代型の AI オンデマンド交通、自動運転、超小型モビリティ等の新たな交通システムの導入について、関係機関と連携して検討を進めます。

(2) 道路・交通の方針

① 広域幹線道路

周辺都市との地域間連携・交流の促進と本市の地域活性化を支援する道路交通基盤の整備を図るため、広域連携軸となる南薩縦貫道、国道225号、国道226号、主要地方道及び県道の改良・維持管理を促進します。また、東西方向の骨格による幹線機能を確保するため、南薩横断道路構想の実現に向け取り組みます。

② 地域幹線道路

本市の都市・地域拠点を繋ぐ地域連携機能となる県道、市道の整備について、安全な走行と歩行を確保するため、改良、拡幅、歩道の設置を進めます。

③ 都市計画道路の整備・見直し

市街地の円滑な交通処理機能、産業・都市活動を支える市街地形成機能、及び災害時の避難路などの防災機能として、重要性や必要性の高い都市計画道路については、重点的・計画的に整備を推進します。

また、代替路が確保されるなど、重要性、必要性が相対的に低くなった長期未着手路線等の都市計画道路については、適宜見直しを行います。

④ 生活道路の整備

市街地の移動の円滑化、交通の安全性の向上、及び防災機能の向上を図るため、生活道路の改善を計画的に推進します。

⑤ 安心・安全な道路空間の整備

今後、老朽化が予想される橋梁やトンネル等の道路構造物については、「橋梁・トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全に取り組みます。また、上下水施設等の道路埋設物の適切な維持管理を行い、各種施設の長寿命化を推進します。

さらに、市街地や観光地を中心に主要な道路のバリアフリー化や歩道の整備を進め、安全で快適な歩行空間を確保し、誰もが安心して利用できる道路環境を創出します。

⑥ 地域公共交通の維持

公共交通の利用者の減少や運転手不足・高齢化等により、公共交通サービスの縮小が懸念される状況にあります。これに対応するため、鉄道と広域幹線バス系統の確保・維持を進め、移動手段の確保と日常生活の利便性向上を図ります。そのため、多様なニーズに対応した効率的な交通ネットワークの構築と、誰にでも分かりやすく利用しやすい移動環境の創出を図ります。

⑦ バス輸送等の移動手段の確保

日常生活の利便性向上に資するよう、路線バス、ひまわりバス・タクシーの確保・維持に努めるとともに、乗り継ぎの円滑化や公共交通機関の利用促進を図ります。

道路・交通の方針図

④生活道路

生活道路の改善を計画的に推進

⑤安全・安心な道路空間の整備

老朽化インフラの予防保全を進め、歩道整備やバリアフリー化で安全・快適な歩行空間を確保

⑥地域公共交通の維持

効率的で誰でも利用しやすい交通ネットワークの構築を進め、日常生活の利便性向上を図る

⑦バス輸送等の移動手段の確保

路線バス、ひまわりバス・タクシーの確保・維持に努めるとともに、乗り継ぎの円滑化や公共交通機関の利用促進を図る

①広域幹線道路

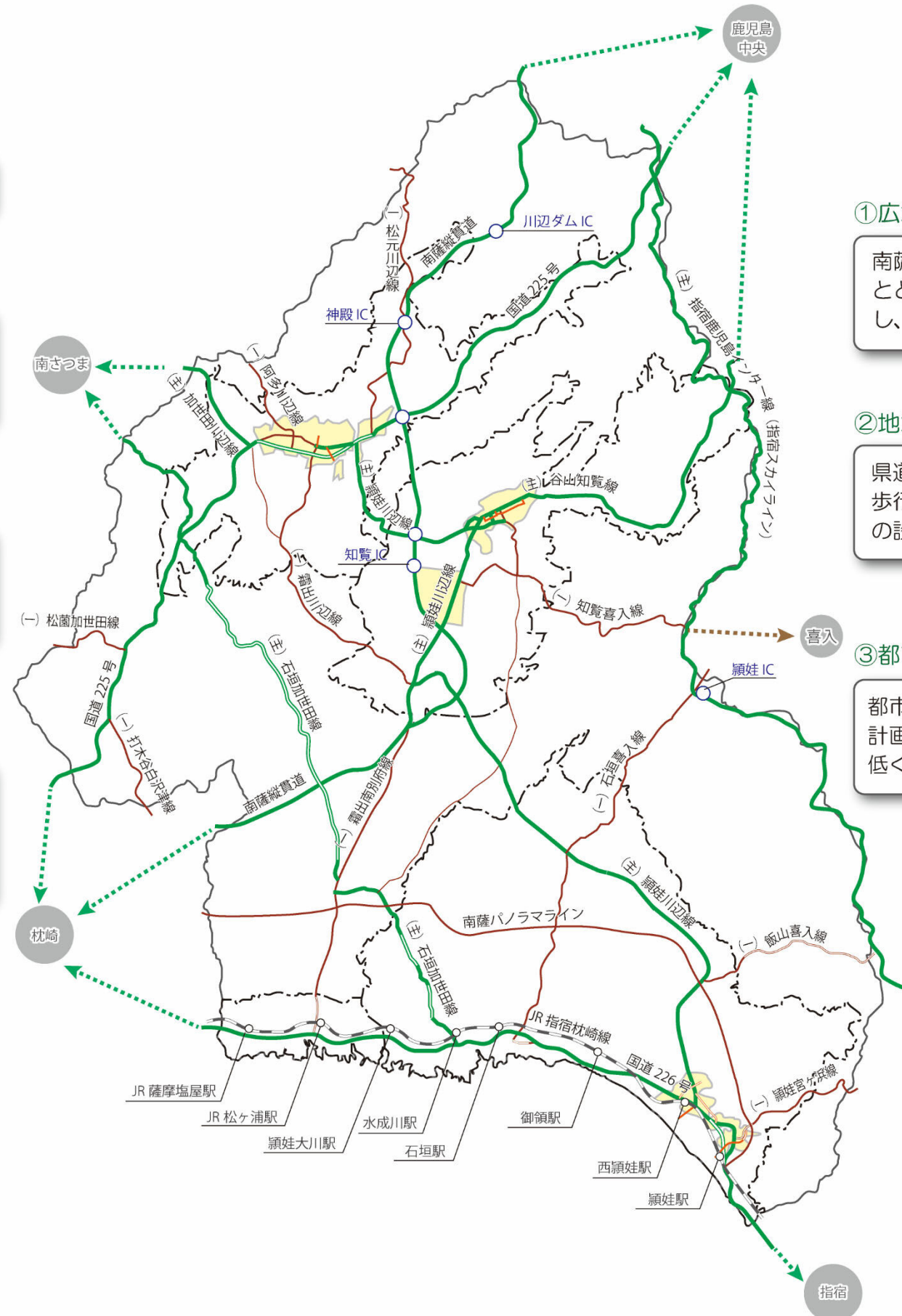
南薩縦貫道や国道などの改良等を進めるとともに、薩摩半島横断道路構想を促進し、地域間連携と活性化を図る

②地域幹線道路

県道、市道の整備について安全な走行と歩行を確保するための改良、拡幅、歩道の設置を図る

③都市計画道路の整備・見直し

都市計画道路は、重要度に応じて重点的・計画的に整備を進め、相対的に必要性が低くなった未着手路線などは適宜見直す



【凡 例】

都市計画区域
用途地域

広域幹線道路

整備済
未整備

地域幹線道路

整備済
未整備

都市計画道路

整備済
未整備

3. 都市施設

(1) 公園・緑地整備の方針

① 都市計画公園の整備・改修

既存の都市計画公園である穎娃運動公園、知覧平和公園、岩屋公園、諏訪運動公園、塘之池公園、両添公園等の主要な公園について整備・改修を行い、市民の憩いの場として維持管理に努めます。

② 市民との協働・官民連携による公園管理

主要な公園である穎娃運動公園、知覧平和公園、岩屋公園、諏訪運動公園、塘之池公園、両添公園、西塩屋公園等の維持管理について、市民との協働により環境整備・保全に努めます。また、公園の遊具や管理施設等の長寿命化、環境負荷の低減に対応した施設の改修に取り組みます。

③ 市民ニーズに対応した公園の整備・改修

少子高齢化への対応として、子供が安全・安心に遊べる公園や高齢者のレクリエーション活動、健康増進に資する身近な公園の充実を図ります。また、災害時には、緊急避難が可能なオープンスペースや備蓄機能等の避難機能の整備を検討します。

さらに、一般公園については、生活空間における身近な公園・広場として、市民ニーズに対応した整備・改修やバリアフリー化を推進するため、都市計画公園への指定を検討し、適切な維持管理に努めます。

④ 山地・樹林地、海岸などの豊かな水と緑の環境の保全・活用

番所鼻自然公園、瀬平公園等の水と緑が一体となった海岸線や大野岳、開聞岳等の山地の眺望などの貴重な自然環境は、生物多様性、水源涵養、地球環境保全、土砂災害防止、健康レクリエーション等の多面的な機能を有しています。これら資源の保全に努めつつ、市民や来訪者の自然体験・学習等の場として有効活用にあ努めます。

(2) 河川及び上下水道整備の方針

① 河川

本市には、万之瀬川、大谷川、永里川、麓川、加治佐川、石垣川等の河川があります。これらの河川については、浸水災害等から市民の生命・財産を守るために、河川整備のみならず、被害軽減対策等、ハード・ソフトが一体となった総合的な水災害対策（流域治水）に取り組みます。

また、河川空間が本来持つ憩い・やすらぎの場としての機能を活かし、まちづくりと一体となった水辺空間や親水機能等の豊かな水辺環境の創出についても検討します。

② 水道施設

安全で安心かつ安定的に水道水を供給するため、上水道施設の整備・維持管理に努めるとともに、老朽施設の更新や耐震化等を推進します。

③ 下水道

下水処理施設については、県の「生活排水処理構想」との整合を図りつつ、「南九州市下水道事業経営戦略」に基づき安定的な運用を行うとともに、公共下水道の整備及び区域の拡大や農業集落排水施設については既設管路施設への接続促進、また、合併処理浄化槽等の設置を促進します。

さらに、生活排水の継続的な適正処理を行うため、予防保全的な維持管理により、下水道施設の長寿命化や耐震化等の維持管理を進めます。

(3) その他

① 公共施設等の維持管理

社会経済情勢や市民ニーズを踏まえ、「南九州市公共施設等総合管理計画」に基づき、次世代への負担を抑制するため、適切な公共施設の維持管理を行います。また、公共公益施設の老朽化等の状況を考慮し、計画的な公共施設等の再編や有効活用について検討します。

② 空家、空き地の適切な管理

人口減少・少子高齢化等の進行により、空家や空き地等の増加が懸念されます。そのため、管理不全な空家の発生防止や老朽化し危険な空家への対応に努めます。また、所有者による適切な管理の促進や、空家等を利活用した定住・移住の促進を進めます。

公園・緑地整備の方針

①都市計画公園の整備・改修

都市計画公園の整備・改修を進め、市民の憩いの場として適切に維持管理

②市民との協働による公園管理

主要な公園の維持管理は市民と協力して行い、環境整備・保全を進める

③市民ニーズに対応した公園の整備・改修

子どもが安心して遊べる公園や高齢者の健康づくりに役立つ身近な公園の充実を図る

④山地・樹林地、海岸などの豊かな水と緑の環境の保全・活用

自然環境を保全しつつ、市民や来訪者の自然体験や学習の場として活用を図る

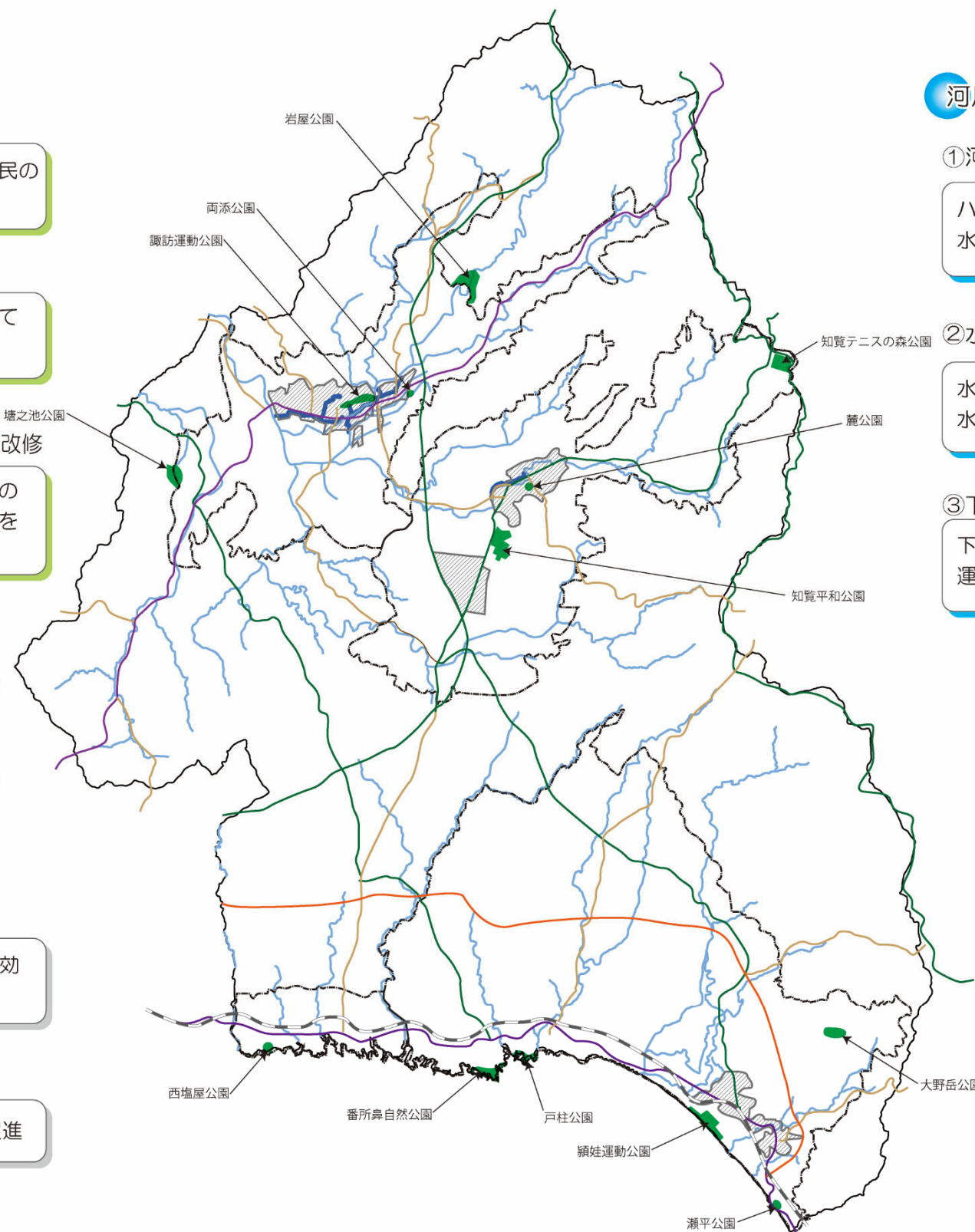
その他

①公共施設等の維持管理

公共施設を計画的に管理・再編し、有効活用を推進

②空家、空き地の適切な管理

空家対策を進めつつ、定住・移住を促進



河川及び上下水道整備の方針

①河川

ハード・ソフトが一体となった総合的な水災害対策（流域治水）

②水道施設

水道施設の整備・更新を進め、安全な水の供給を確保

③下水道

下水道施設の区域の拡大及び整備、安定運用と接続促進、老朽化対策を推進

【凡 例】

	公園・緑地
	公共下水道（幹線）
	河川
	都市計画区域
	用途地域
	国道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道
	鉄道

4. 都市景観

(1) 基本的方針

本市には、知覧麓地区の武家屋敷群、川辺地域の清水磨崖仏等に代表される歴史的景観や、万之瀬川付近の田園風景、瀬娃地域の大野岳や海岸地域の自然景観を中心とした多彩で美しい景観資源を有しています。また、茶畑や水田等の農村・田園景観等の美しく、貴重な景観資源を次世代に継承していくことが重要です。

そのため、「南九州市景観計画」に基づき、これらの景観を市民・事業者・行政の協働により守り育てていきます。また、「南九州市景観形成ガイドライン」を景観形成の指針として、建築物や工作物等の設置・開発等の行為に対して、適切な規制・誘導等を進めます。

(2) 都市景観形成の方針

① 景観計画・景観形成ガイドラインに基づく景観形成

「南九州市景観計画」に基づき、良好な景観維持に影響を及ぼす建築物等の行為の制限を行い、景観上重要な歴史的・文化的な建造物や樹木を保全し、美しいまちづくりを推進します。また、「景観形成ガイドライン」の適切な運用により、建築物や工作物の設置に伴う良好な景観形成と規制・誘導を推進します。

② 歴史・文化的景観の保全・創出

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている知覧武家屋敷群は、本市の重要な景観資源であり、「知覧麓地区景観計画」や「知覧地区景観形成ガイドライン」に基づき、対象区域における借景・眺望景観の保全や建築物・工作物、及び屋外広告物の設置に際して適切に運用し、良好な景観の保全・創出を図ります。

また、本市の文化財や史跡等、市内に点在する地域固有の歴史的・文化的景観を保全し、周辺地域も含めて、歴史資源と調和した魅力的な景観の保全・活用に努めます。

③ 魅力ある市街地景観の創出

川辺地区の商業地、知覧武家屋敷群周辺の地区等については、歩いて楽しめる街並みの形成や地域資源の有効活用により、質の高い景観を形成し、次世代に優れた景観を継承します。

南薩縦貫道、国道225号、国道226号等の幹線道路沿道においては、観光交流の主要な移動動線となるため、後背地の緑豊かな田園・樹林景観と調和した沿道景観を形成します。

④ 自然的景観の保全

海岸線や田園地から眺望する開聞岳、大野岳等の自然的景観は、市民にとってかけがえのない共有財産として保全し、次世代に継承します。

新たに立地する建物や公共施設についても、「南九州市景観計画」、「南九州市景観形成ガイドライン」の規定に基づき、自然景観との調和や眺望の確保を図るための誘導・指導を推進します。

⑤ 田園・集落景観の保全

田園・集落景観については、茶畑や水田等の優良農用地の保全、遊休農地の有効活用を検討しつつ、美しい田園景観や集落の点在する里山風景など、本市にある固有の農村景観の保全を図ります。

⑥ 市民との協働による景観づくり

美しい景観を保全・形成していくためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みが重要となります。良好な自然景観や美しい街並みなどの景観形成の必要性・重要性等について、市民の英知を結集し、協力体制を構築します。

また、生け垣づくりや樹木の植栽等、市民が行う身近な景観まちづくりを推進するとともに、身近な地区において緑化活動、美化活動、維持管理等の地域主体の活動を推進していきます。

景観形成の方針図

④自然的景観の保全

自然景観を保全し、景観計画に基づき調和を図る

⑤農地・集落景観の保全

大規模農用地を保全し、美しい農村景観を守る

⑥市民との協働による景観づくり

市民・事業者・行政が協力し、地域主体の景観づくりを推進

①景観計画・景観形成ガイドラインに基づく景観形成

景観計画に基づき、美しいまちづくりを推進

②歴史・文化的景観の保全・創出

知覧武家屋敷群など歴史的景観を保全・活用

③魅力ある市街地景観の創出

歩いて楽しめる街並みと調和のとれた景観を形成



【凡 例】

	用途地域
	都市計画区域
	景観計画区域
	山林ゾーン
	田園ゾーン
	海岸・河川ゾーン
	市街地ゾーン
	景観重点地区候補地
	景観重要路線候補地
	アクセス道路
	景観重要河川
	国道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道
	鉄道

5. 都市防災

(1) 基本的方針

本市においては、河川浸水、津波、土砂災害などの災害リスクが想定されており、近年、集中豪雨等による想定を超える災害発生を踏まえ、市民の生命・財産を守るため、関係機関と連携し、市民や企業等との協働により、ハード・ソフト両面での対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 都市防災の方針

① 自然災害

台風や豪雨等による浸水や土砂災害等の発生に対応するため、災害想定区域において、関係機関と連携し、河川改修、急傾斜地崩壊対策、砂防・治山対策を図ります。

また、想定される災害リスクについて、ハザードマップの活用により、危険箇所や避難行動の周知を図ります。

安全・安心な市街地を形成するため、総合的・計画的に避難路、避難地、防災拠点の整備を推進します。また、山林や農地は、急激な雨水流出を防ぐため、保水機能や水源かん養機能等の多面的な機能を確保します。

② 防災・減災に資する土地利用の推進

想定される災害に対して、可能な限り災害リスクを低減するための居住・都市機能を誘導し、防災・減災に資する土地利用を推進します。

土砂災害リスクの高いレッドゾーンにおいては、土砂災害防止法や開発許可制度を適切に運用し、居住の抑制や医療・福祉施設等の要配慮者利用施設、公共公益施設の立地を抑制します。

市街地においては、狭隘な道路の拡幅や公共空地を確保するとともに、建築物の不燃化を促進し、防災上危険な市街地の改善を図ります。

③ 防災空間の確保と防災ネットワーク

緊急輸送道路の機能を強化するとともに、避難路や避難地となる道路、公園・緑地は、安全・安心に資する防災空間として適切な配置・整備を図ります。

医療、福祉、防災拠点、避難施設へのアクセス道路を確保するとともに、災害時にもその機能の維持が可能となるよう、代替性を考慮した防災ネットワークを形成します。また、身近な生活空間における避難行動や消防活動の支援に資する生活道路の確保を図ります。

④ 市街地・建築物の防災まちづくり

市役所、学校、公民館等の災害時の防災拠点となる施設については、耐震化・不燃化を進めます。また、大規模な商業施設や医療機関等、不特定多数の市民が利用する施設については、耐震診断や耐震改修の促進を図り、重点的に耐震化・不燃化を進めます。さらに、老朽木造住宅が多い地区では、住宅の不燃化・耐震化の促進や狭隘道路の拡幅、行き止まり道路の解消を図ります。

災害時においてもライフラインが維持できるよう、上下水道施設の耐震化を進め、災害時におけるライフラインの機能確保を図ります。

⑤ 防災・減災の体制づくり

自主防災組織と連携し、避難訓練等を定期的を実施するとともに、各種団体の連携を強化し、防災ネットワークを構築します。

市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るため、ハザードマップの活用や災害情報伝達手段の多様化により、市民への災害情報を円滑に提供し、避難経路・避難場所の周知を行います。また、関係機関や周辺市との連携による総合的・広域的な防災体制の強化を検討します。

都市防災の方針図

③防災空間の確保と防災ネットワーク

緊急輸送道路や避難路を整備し、防災ネットワークを強化

④市街地・建築物の防災まちづくり

防災拠点や重要施設の耐震・不燃化を進め、ライフラインの維持を確保

⑤防災・減災の体制づくり

自主防災組織と連携し訓練・情報伝達を強化、市民の防災意識を向上

①自然災害

河川改修・砂防対策を進め、ハザードマップで避難を周知し保水機能を強化

②防災・減災に資する土地利用の推進

災害リスクを減らすため、適切な土地利用と安全な街づくりを推進

